

【表紙】

|                |                                                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                                                               |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                                                    |
| 【提出先】          | 近畿財務局長                                                                |
| 【提出日】          | 2026年2月24日                                                            |
| 【会社名】          | モリト株式会社                                                               |
| 【英訳名】          | MORITO CO., LTD.                                                      |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 一坪 隆紀                                                         |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                                                           |
| 【本店の所在の場所】     | 大阪府中央区南本町4丁目2番4号                                                      |
| 【縦覧に供する場所】     | モリト株式会社東京事務所<br>(東京都台東区駒形2丁目4番8号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である一坪隆紀は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務諸表に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年11月30日を基準日として行われており、評価に当たっては一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の基準に準拠しております。本評価においては、まず連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の整備及び運用状況の評価を行った上で、その評価結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす虚偽記載の発生リスク及び当該リスクを合理的なレベルまで低減する統制上の要点を認識し、内部統制の整備及び運用状況を評価致しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社17社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社5社及び持分法適用会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から影響が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、商社機能を中心とした当社グループにおいて、各事業拠点における売上高が事業活動の規模を示す指標として適切であると判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いました。各事業拠点の連結売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2程度に達するまでの事業拠点を重要な事業拠点として選定しております。また、これに加えて、重要な企業買収に伴う新規連結子会社も重要な事業拠点として選定に加えております。選定した重要な事業拠点において、当社グループは商社ビジネスを主な事業活動として営んでおり、商品の仕入及び販売が主な収益獲得活動であることから、事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを検討した結果、のれん（負ののれん）及び商標権の評価、関係会社株式の評価等に係る業務プロセスについて財務報告への影響を勘案して評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年11月30日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。